

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015神第56号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年5月6日 10時49分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港 高知灯台から真方位317°680m付近 (概位 北緯33°30.04' 東経133°34.08')
事故等調査の経過	平成27年6月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 茂丸、4.92トン K03-14576（漁船登録番号）、個人所有 第282-7620号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート KIY0、5トン未満（長さ5.5m） 282-15150高知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 左舷外板に欠損等
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、高知港港口付近を約5ノットの対地速力で係留地に向けて西南西進中、船長Aが、右舷船首方150m付近にB船を認めたが、このままの針路でB船を通過できると思い、航行を続けた。 A船は、船長Aが船首方至近のB船に気付き、左に舵を切ったものの、平成27年5月6日10時49分ごろ、A船の船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。 船長Aは、係留地に戻った後、海上保安庁へ通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、親族（以下「同乗者B」という。）1人を乗せ、高知港港口付近において、船首を西方に向け、船外機を止めて櫓を使用しながら流し釣りを行っていたところ、船尾方300m付近に接近するA船を認めた。 B船は、A船が船尾方100m付近まで接近した頃、船長Bが、立ち上がって大声を出し、手を振ったものの、A船に変針する様子が認められず、櫓を漕いで逃げようとしたものの、危険を感じて船尾部から船首部へ移動し、船首部にいた同乗者Bが海に飛び込んだとき、B船とA船とが衝突した。

	<p>船長Aは、同乗者Bを救助し、A船がB船をえい航して、B船の係留地へ向かった。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
その他の事項	<p>本事故海域には、東方に流されながら、漂泊して釣りをしている船が約5隻いた。</p> <p>船長Aは、本事故当時、船首方に数隻の船を認めたものの、流し釣りをしている船かどうかは見ておらず、このままの針路でB船の左舷側を通過できると思ったので、B船の動向を確認していなかった。</p> <p>船長Bは、ふだん、航行する船舶が漂泊して釣りをしているB船を避けてくれており、本事故当時、A船がB船を避けてくれると思っていた。</p> <p>船長B及び同乗者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、高知港港口付近を西南西進中、船長Aが、船首方にB船を認め、このままの針路でB船の左舷側を通過できると思い、見張りを適切に行っていなかったことから、至近にB船を認め、左舵を取ったものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、高知港港口付近で釣りをしながら漂泊中、船長Bが、接近するA船を認め、A船がB船を避けてくれると思っていたものの、A船の針路が変わらなかったため、A船に対して声を上げ、手を振って注意喚起を行い、櫓を漕いで逃げようとしたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、高知港港口付近において、A船が西南西進中、B船が釣りをしながら漂泊中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中は、操船に意識を集中し、周囲の見張りを適切に行うこと。</li> <li>・漂泊中であっても周囲の見張りを適切に行い、他船が接近する場合には、主機を使用して避航できるようにすること。</li> </ul>